

「webカスタマン」ASPサービス利用者規約

アクティブ情報サービス株式会社(以下、「アクティブ情報サービス」といいます)は、「webカスタマン」ASPサービス利用者規約(以下、「当規約」といいます)について以下の通り定め、利用者は当規約の規定に従うものとします。

第1条(用語の定義)

当規約において利用される用語に関しては、以下の表のとおりとします。

条文中にて利用される用語	定義
利用者	アクティブ情報サービスに対し本サービスへの利用を申し込み当社がこれを承認した者。
利用開始日	入会申込時に付与されるアカウントとURLが利用者の手許にそろい、利用可能になった日のこと。

第2条(「webカスタマン」)

1. アクティブ情報サービスは、当規約に基づきアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に顧客管理システム「WEBカスタマン」を提供します。
2. 前項の顧客管理システムの機能あるいは詳細についてはアクティブ情報サービスのホームページにて情報を公開するものとします。
3. 利用者が、前項に定める範囲を超えた機能の拡張を希望する場合には、当該利用者がアクティブ情報サービスに対して具体的な機能の拡張に関する希望を提出し、両者間で協議を行った上で実施可能な限度内で別途カスタマイズ契約を締結し有料にて拡張を行うものとします。

第3条(本規約の範囲)

本規約は、利用者とアクティブ情報サービスに対し、「webカスタマン」の利用に関する一切のサービスに適用されるものとします。

第4条(本規約の範囲及び変更)

1. 利用者は「webカスタマン」の利用者として有する権利を第三者に譲渡若しくは名義変更することは原則できないものとします。但し、利用者とアクティブ情報サービスの合議と一定の書類の提出をもって、アクティブ情報サービスが許可する場合があるものとします。
2. 前条に定める各サービスに関して、本規約に定めのない事項については、利用者は、当社ホームページに記載された事項等に従うものとします。
3. アクティブ情報サービスは利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、利用者は、変更後の本規約に異議なく従うものとします。なお、本規約の変更が「webカスタマン」の抜本的な変更と該当するとアクティブ情報サービスが判断した場合に限りホームページ及びEメール等で利用者に告知するものとします。

第5条(利用者資格)

1. 利用者資格は、第 2 条第 1 項に定める何れかのプランをもってアクティブ情報サービスが定める手続きに従って入会の申込をし、アクティブ情報サービスが発行するアカウントが使用可能であることをアクティブ情報サービスが確認できた時点で与えられます。
また利用者資格の有効期間は第 9 条に基づく手続があった場合を除き期間を特に定めず自動的に更新されるものとします。
2. 利用者とは、前項の利用者資格を与えられた(1)個人、(2)法人、(3)その他の団体、(4)法人及びその他の団体に所属する各個人をいいます。

第 6 条(利用者資格の譲渡等)

1. アクティブ情報サービスは利用者の承諾を得ることなく「webカスタマン」によるサービスの内容を変更することができるものとし、この場合料金その他の条件は変更後の本規約に従うものとし、変更について、抜本的変更とアクティブ情報サービスが判断した場合に限りホームページ及び E-mail 等で利用者に告知するものとします。
2. 利用者は「webカスタマン」の利用者として有する権利を第三者にアクティブ情報サービスに無断で使用・売買・質権設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第 7 条(利用者資格の取消)

1. 利用者が以下のいずれかの項目に該当する場合、アクティブ情報サービスは当該利用者に事前に何等通知または催告することなく、サービスの提供の停止及び利用者資格の取消をすることができるものとします。
 1. 入会申込の際の申告事項に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合
 2. アクティブ情報サービスの提供する他のサービスの規約類に違反しいずれかのサービスの利用停止処分、または過去に利用者資格の取消処分を受けたことがある場合
 3. アクティブ情報サービスが提供するいずれかのサービスについて、その利用料金等の支払いを怠っている場合
 4. 過去に支払を怠ったことがある場合
 5. 個人の利用者、もしくは法人及びその他の団体の代表者である利用者について、その利用者の資産について差押や滞納処分を受けた場合
 6. 法人の利用者について、破産、和議、会社更生手続、会社整理もしくは特別清算の申立の事由があった場合
 7. 法人の利用者について、手形交換所の取引停止処分、もしくはその利用者の資産について差押や滞納処分を受けた場合
 8. 個人の利用者、もしくは法人及びその他の団体の代表者である利用者が未成年者で、入会申込時に保護者による記名押印がなされた同意書の提出がない場合
 9. 個人の利用者、もしくは法人及びその他の団体の代表者である利用者について、破産の申立があった場合または後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた場合
 10. 第 20 第 1 項に定める禁止行為を行った場合
 11. アクティブ情報サービスが定める規約等及びその他の法令・通達等に違反した場合
 12. その他、アクティブ情報サービスが利用者として不適当と判断した場合
2. 前項の場合、個人、法人及びその他の団体の利用者については、期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金等アクティブ情報サービスに対する債務の全額をアクティブ情報サービスの定める方法で一括して支払うものとします。

3. 前項の規定は、法人及びその他の団体に所属する各個人の利用者が第1項に該当した場合は、その時点で当該法人及びその他の団体に所属しているか否かに関わらず、アクティブ情報サービスが提供する全てのサービスのいずれかの利用に起因する場合は、当該所属法人または当該団体の代表者がその義務を負うものとします。

第8条(利用者資格所有者に関する情報変更の届出)

1. 利用者はアクティブ情報サービスへの届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法でアクティブ情報サービスに変更の届出をするものとします。
2. 法人及びその他の団体の利用者について、利用者が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人及びその他の団体、もしくは合併により設立された法人及びその他の団体等は、承継したことを証明する書類を添えて、速やかに所定の方法でアクティブ情報サービスに変更の届出をするものとします。
3. 前項の場合、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名をアクティブ情報サービスに対する代表者と定めあわせて書面によりその旨をアクティブ情報サービスに届出をするものとします。これを変更したときも同様とします。
4. アクティブ情報サービスは、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を選択して代表者とみなします。
5. 本条に定める変更の届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、アクティブ情報サービスは一切その責任を負いません。

第9条(利用期間と退会手続)

1. 「webカスタマン」の最低利用期間は以下の通りです。

無料期間を除き、請求開始日から1ヵ月後の月の末日(以下、「満了日」といいます。)まで。

2. 利用者が退会する場合は、アクティブ情報サービスの定める方法で届出をし、アクティブ情報サービスがその届出を受け付けた日から1ヶ月後の月の末日に退会できるものとします。但し、1ヶ月後の月の末日が前項に定める利用期間を経過していない場合は、第3項の規定が適用されるものとします。
3. 前項但書に該当する利用者は、アクティブ情報サービスがその届出を受け付けた日において当該利用者が利用しているサービスについて、本条第1項に定める利用期間の残期間に対応する未払分料金を、アクティブ情報サービスが個別に指定する方法で、アクティブ情報サービスが指定する期日までに支払わなければならないものとします。
4. 利用者が第3項の規定に基づいて退会した場合は、違約金の支払が終了したか否かにかかわらず、アクティブ情報サービスが退会届を受け付けた日をもって、当該サービスの提供を停止することができるものとします。
5. 利用者の退会にともない、アクティブ情報サービスは既に受領した利用料その他の債務の払い戻し等は一切行いません。
6. 退会の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務(違約金を含む)の履行は当規約に基づいてなされるものとします。尚、当規約に定めのない事項については、利用者とはアクティブ情報サービスが協議した上で取り決めるものとします。

第10条(利用期間の更新)

利用期間は、利用者がアクティブ情報サービスの定める方法で届出を行い、利用期間満了日の1ヶ月前までにアクティブ情報 サービスが退会届を受け付けた場合を除き、何ら事前に通知することなく自動更新されるものとします。

第 11 条(料金面に関する当規約の適用)

1. 「webカスタマン」の料金に関する規程は原則当規約の記載に従うものとします。
2. 当規約に定めのない事項については、アクティブ情報サービスのホームページ上の記載等に従うものとします。
3. 当規約に定める内容は、アクティブ情報サービスが実施するキャンペーン、イベント等により、アクティブ情報サービスのホームページ等での事前通知の上、一時的に変更される場合があります。

第 12 条(「webカスタマン」の利用料金)

第 2 条第 1 項に定める各プランの利用料金はアクティブ情報サービスのホームページ上で公開します。

(※)利用開始日が月の途中の場合の月利用料は日割計算とし、小数点以下の端数金額は四捨五入とする。

第 13 条(支払方法)

1. 利用者はアクティブ情報サービスによる別段の定めがない場合は、アクティブ情報サービスの指定する銀行 口座への振込(以下、銀行振込という)を利用するものとします。
2. 銀行振込にかかる手数料に関しては利用者が負担するものとします。

第 14 条(利用料金の請求)

1. 第 12 条に定める料金の請求日及び支払日は以下の通りとします。尚、利用開始日はアクティブ情報サービス が定めるものとします。

<初期設定料及び利用開始月の月利用料(日割料金)>

請求日:申し込み受け付け時

支払日:請求書到着後5営業日以内

<利用開始月の翌月以降の月利用料>

請求日:前月20日迄

支払日:前月末日

※ただし、利用開始日が20日から31日の間で、請求書が前月25日までに到着しない場合は、請求書 到着後5営業日以内とします。

2. 利用者は、第 1 項に定める以外の利用料金がある場合については、アクティブ情報サービスの請求に応じて速やかに支払うものとします。

第 15 条(割増金)

利用者が、本規約に定める利用料金等を不当に免れた場合、当該利用者は、アクティブ情報サービスに対して、その免れた額に、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の 2 倍に相当する額を付加した金額を割増金として支払わなければならないものとします。

第 16 条(延滞利息)

1. 利用者が本規約に定める利用料金及びその他の債務の支払について、支払日までに支払をしなかった場合は、利用者は、アクティブ情報サービスからの請求に従い、未支払いの利用料金にアクティブ情報サービスからの 1 回の請求あたり 300 円の手数料を付加して、その合計額を当社の指定する方法によって支払わなければならないものとします。
なお、利用者がアクティブ情報サービスに届け出た連絡先への連絡がとれない場合または、アクティブ情報サービスが指定する日までに入金を確認されなかった場合はアクティブ情報サービスは利用者の資格を取消し、退会扱いとすることができるものとします。
2. 利用者は、第 1 項に該当する場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年 14.6%の割合で計算される延滞利息を、利用料金その他の債務と一括して、アクティブ情報サービスが指定する方法で支払うものとします。
3. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該利用者の負担とします。

第 17 条(消費税)

利用者がアクティブ情報サービスに対し本規約に定めた金額を支払う場合は、消費税相当額を別途加算して支払うものとします。

第 18 条(利用上の注意)

1. 利用者が、「webカスタマン」によって提供されるサービスの利用に関して、アクティブ情報サービスの他の利用者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該利用者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、アクティブ情報サービスは一切の責任を負わないものとします。
2. 利用者が、「webカスタマン」によって提供されるサービスの利用に関して、アクティブ情報サービスの他の利用者もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該利用者は自己の費用負担と責任において当該紛争を解決するものとし、アクティブ情報サービスは一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、アクティブ情報サービスから請求があった場合には、当該利用者の属性等、利用者に関する情報をアクティブ情報サービスに提供しなければならないものとします。

第 19 条(設備等)

利用者は「webカスタマン」を利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器・電話利用契約の締結、「webカスタマン」のアクセスポイントへの接続を自己の費用と責任において行うものとします。

但し、各サービスごとに別途の定めがある場合はこの限りではありません。

第 20 条(禁止行為)

1. 利用者は「webカスタマン」の利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 1. 他の利用者、第三者もしくはアクティブ情報サービスの工業所有権著作権等の知的所有権、及びその他の権利を侵害する行為、また侵害するおそれのある行為
 2. 他の利用者、第三者もしくはアクティブ情報サービスの財産もしくはプライバシーを侵害する行為 または侵害するおそれのある行為
 3. 他の利用者、第三者もしくはアクティブ情報サービスに不利益もしくは損害を与える行為、または それらのおそれのある行為
 4. 他の利用者もしくは第三者の個人情報を売買または譲受にあたる行為、またはそれらのおそれのある行為
 5. 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを助長する行為
 6. 公序良俗に反する情報を他の利用者もしくは第三者に提供する行為
 7. 未成年者にとって有害と認められる情報の売買、譲受または掲載する行為、それらを助長する行為。また、以上のおそれのある行為。
 8. 法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを幫助する行為
 9. 「webカスタマン」の電子メールサービスを利用して無差別又は大量に不特定多数の者に対して その意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない多数の送信先に対するメール情報配信行為
 10. 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
 11. インターネット上で、他の利用者、第三者もしくはアクティブ情報サービスが入力した情報を不正に改竄した場合
 12. 他人になりすまして情報を送信、受信または表示する行為
 13. IP アドレス、アカウント、パスワード、及びドメイン名を不正に使用する行為
 14. コンピューターウィルス等有害なプログラムを「webカスタマン」を通じてまたは「webカスタマン」に関連して使用し、もしくは提供する行為
 15. 「webカスタマン」及びその他アクティブ情報サービスが提供するサービスの運営を妨げる行為
 16. アクティブ情報サービス、「webカスタマン」及びその他アクティブ情報サービスが提供するサービスの信用・名誉等を傷つける行為
 17. その他、アクティブ情報サービスが不適切と判断する行為
2. 利用者は前項各号のいずれかに該当する行為により、他の利用者もしくは第三者に対して損害を与えた場合は自己の責任と費用をもって解決し、アクティブ情報サービスに損害を与えることのないものとします。

第 21 条(情報の取扱)

1. 利用者は、いかなる方法・態様においても、「webカスタマン」を通じて提供される全ての情報について、権利者の許諾を得ることなく著作権法、その他の法律で定める私的使用の範囲を超えて使用・利用をすることはできません。
2. 利用者は、いかなる方法・態様においても、「webカスタマン」を通じて提供される全ての情報について 権利者の許諾を得ないで、利用者以外の者に使用・公開し、あるいは使用・公開させたりすることはできません。
3. 利用者が、本条の規定に違反したことにより、紛争が発生した場合、当該利用者の費用負担と責

任において解決するものとし、アクティブ情報サービスに何等の迷惑または損害を与えないもの
とします。

4. アクティブ情報サービスは、本サービスの提供に関して知り得た利用者の秘密及び入力されたデータは、本サービスの利用期間中のみならず、利用期間終了後も第三者に漏洩してはならないもの
とします。但し、公知の事実及び無関係の第三者から知り得た情報であることを立証できる
場合は、この限りではありま せん。

第 22 条 (ID, パスワードの管理責任)

1. 利用者はアクティブ情報サービスより一時的に付与された ID、パスワードについて、善良な管理
者としての 注意義務を負うもの とします。
2. 前項に定める ID、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、及びその他利用者の責めに帰すべ
き理由により、アクティブ情報サービス及び第三者に損害を与えた場合は、当該利用者がその
損害を賠償するものとし、アクティブ情報サービスは一切責任を負いません。
3. 第 1 項に定める ID、パスワードを忘れた場合もしくは盗用された場合は、速やかにアクティブ情
報サービス に届け出るもの とします。

第 23 条 (サービスの停止)

1. アクティブ情報サービスは、以下の各号に該当する場合には、アクティブ情報サービスの任意の
判断に基づき、利用者に事前に連絡することなく、「webカスタマン」の運用の全部または一部を
停止すること ができるもの とします。
 1. 天災、事変、その他のアクティブ情報サービスの過失に基づかない非常事態が発生し、も
しくは発生するおそれがある場合
 2. アクティブ情報サービスの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生
じた場合
 3. アクティブ情報サービスの電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 4. 法令による規制、司法命令等が適用された場合
 5. アクティブ情報サービスの過失に基づかず、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話
株式会社または NTT コミュニケーションズ株式会社との契約を変更する場合
2. アクティブ情報サービスは、前項各号に基づき、「webカスタマン」の運用の全部または一部が停
止されたことによって生じた利用者の損害については一切責任を負いません。

第 24 条 (アクティブ情報サービス設備の修理または復旧)

1. 「webカスタマン」の利用中に利用者がアクティブ情報サービスの設備またはサービスに異常を発
見した ときは、利用者は、利用者自身の設備等に故障がないことを確認の上アクティブ情報サー
ビスに修理または復旧の旨請求するもの とします。
2. アクティブ情報サービスは、アクティブ情報サービスの設備もしくはサービスに障害を生じ、または
その設 備が滅失したことを知ったときは速やかにその設備を修理・復旧するもの とします。

第 25 条 (情報の削除)

1. アクティブ情報サービスは、以下の各号に該当する場合には、情報の削除を行うことができるも

のとします。

1. 書き込み内容が第 20 条第 1 項に定める禁止行為に該当するとアクティブ情報サービスが判断した場合
 2. 利用者によって登録された情報の容量がアクティブ情報サービス所定の容量を超過した場合
 3. その他アクティブ情報サービスが当該情報を削除する必要があると判断した場合
2. あくまでも利用者が書き込んだ情報に関する全ての責任は当該利用者であり、アクティブ情報サービスは、前項に関して、情報を監視・削除する義務を負うものではないため、アクティブ情報サービスが情報を削除しなかったことにより利用者あるいは第三者が被った損害について、アクティブ情報サービスは一切責任を負わないものとします。

第 26 条(損害賠償)

1. アクティブ情報サービスは、「webカスタマン」を運用・利用した結果生じた、いかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。
2. 利用者が、本規約に定める事項に違反したことにより、アクティブ情報サービスが損害を被った場合には、アクティブ情報サービスが当該利用者の利用者資格を取消したか否かにかかわらず、当該利用者はアクティブ情報サービスに対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を利用者として登録した場合において、当該個人が本規約に定める事項に違反したことによりアクティブ情報サービスが損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 27 条(免責事項)

1. 当社は、「webカスタマン」の内容、および、利用者が「webカスタマン」を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 「webカスタマン」に基づくサービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、「webカスタマン」を通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等その他「webカスタマン」のサービスの利用に関連して利用者に損害が発生した場合、アクティブ情報サービスは、利用者に対しては一切の責任を負わないものとします。

第 28 条(準拠法)

本規約の成立、効力、その履行および各条項の解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第 29 条(協議及び管轄裁判所)

1. 「webカスタマン」および本規約に関連して、利用者とアクティブ情報サービスの間で問題が生じた場合には、利用者とアクティブ情報サービスとの誠意をもって協議するものとします。
2. 前項の協議によっても問題が解決しない場合には、アクティブ情報サービスの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

本規約は 2002 年 9 月 26 日に改訂。

本規約は 2011 年 2 月 23 日に改訂。

本規約は 2011 年 5 月 12 日に改訂。